

どの子ども、みんなが生き生きと園生活・学校生活を送るために

令和2年5月版

## いじめをなくすために

### ☑ チェックしてみよう

- どの子にも、あいさつをしている
- どの子の名前も、相手が呼んでほしい名前と呼んでいる
- ばかにしたり、悪口を言ったりせず、応援している
- 相手とうまくいかない時、きつい言葉を使わず、話し合うようにしている
- 人のものを勝手にさわったり、とったりしないようにしている
- 困っている子がいたら、「大丈夫?」「どうしたの?」と声をかける
- ネットやゲームの世界でも、やさしい言葉を使っている
- 相手のいいところを探し、仲良くなろうとしている



園、校で…



ネットで…

### Q. いじめかどうかは、だれが決めるの?

A. いじめかどうかを決めるのは、いじめられている本人です。どんな理由があっても、相手が傷つけばいじめです。相手がいやがっていないか、気づけるようになりましょう。

いじめかどうかを決めるのは、いじめられている本人です  
つらいと感じたら、必ずだれかに話します  
話を聞いた人は、必ずその人との約束を守ります



## コロナウィルスに負けないで

- 病院・薬局・スーパー・配達など、わたしたちの命や暮らしを守るために働いてくれる人に、「ありがとう」の気持ちをもってすごします。
- 国や三重県、東員町などから出される、正しい情報をもとに行動します。
- 見えないウィルスへの不安から、コロナウィルスが広がっている所に住んでいる人などをさげたり、うわさ話をしたりしないようにします。
- コロナウィルスについて、だれかをせめるようなことを、言わないようにします。



学校は、「学校いじめ防止基本方針」に則り、地域の関係機関（教育委員会、児童相談所、警察など）と、連携を図りながら、いじめられている子どもたちを守ります！

「たすけて！」が言える 子ども相談専用電話 ※毎日 午後1時～午後9時

『こどもほっとダイヤル』 0800-200-2555 (電話代はかかりません)

「権利侵害! ?相談にのります」 ※受付→午後2時～午後4時 (土・日・祝日を除く)  
町民課から人権擁護委員へおつなぎします。 電話 86-2806